

リオ+20 サミットに関する決議

2012年4月17日暫定版

私たちは次の状況を認識している。

1. 環境と開発に関する国際連合会議(地球サミット)が 1992 年にリオデジャネイロで開催され、全世界のグリーンズが初めて結集した。
2. そこで採択されたリオ宣言ではあらゆる国に社会的および経済的な進展を追求する権利を認め、経済活動、社会活動、環境保護の 3 つの柱を統合する持続可能な発展という観点を確立した。現在の人間社会におけるライフスタイルがもつ問題に目を向け、消費や生産のパターンを直ちに根本から変える必要性を確認した。
3. 国連は 8 項目のミレニアム開発目標(MDG)を 2000 年に宣言し、そこで極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及の達成、ジェンダー平等推進と女性の地位向上、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康の改善、HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止、環境の持続可能性確保、および開発のためのグローバルなパートナーシップの推進を目標として設定した。
4. これらの目標は 2015 年までに達成されるべきことになっているが、ほとんどは大幅な未達成が予想される。
5. 持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD、リオ+10) は持続可能な開発に対する各国の決意を再確認するためにヨハネスブルクで 2002 年に開催されたが、その宣言の中身は貿易問題ばかりが優先されて会議の成果はあがらなかった。
6. 2012 年 6 月には国連持続可能な開発会議(リオ+20 サミット)が開催され、2 つのテーマが重点討議されることになっている。ひとつは持続可能な開発と貧困の根絶におけるグリーン経済活動、もうひとつは持続可能な開発のための制度的枠組みである。ブラジル政府はこの機会をとらえて国連会議としては最大規模にしたい意向を示しているが、真に持続可能な開発と強制力のある地球環境指針につながる義務をともなった宣言をつくり出す決意がなければ価値のある会議にはなりえない。
7. 今も 14 億人が極度の貧困に苦しみ、そのうち半数はアフリカのサハラ以南に住んでいる。世界人口の 1/6 は栄養不良であるばかりか、発展途上国の食糧確保は困難さを増し、国民の多くが失業や不完全就業状態にある。1 日に 1 ドル以下で生活する人のうち 70%は女性である。発展途上国の多くで MDG の達成、貧困の根絶、人権、平和、安全に対する脅威として気候変動があげられる。

私たちグローバル・グリーンズは、セネガルのダカールで 2012 年 4 月 1 日に開催された会議において、つぎの宣言を採択した。

1. 私たちはリオサミットに端をもつ生物多様性条約(CBD)、気候変動枠組条約(UNFCCC)、および国連砂漠化対処条約(UNCCD)が国際的相互協調にむけた大きなステップであると認識し、それらを補完する京都議定書、カルタヘナ議定書、名古屋議定書とつながっていることを評価する。
2. リオ+20 では世界人口の増加がもたらす課題にも取り組まなければならない。2050 年には 90 億人以上になると予想され、限りある天然資源の需要増加はもとより水、土地、森林の必要も増加が続く。この結果さらなる生物多様性の喪失、過剰な漁獲、生態系の破壊、森林破壊、先住民地域への圧迫の恐れがある。女性の健康、教育、社会的福祉、エンパワーメントを通じて人口の課題と過剰消費とに立ち向かうべきである。

3. 付帯決議で気候変動に対する私たちの要求を明確に示し、さらに急速かつ激しく進行している地球規模の温暖化や気候不安定の顕著化自体を持続可能性のあらゆる実現尺度として採用すべきである。現在のような温室効果ガスの排出を続ければ温度上昇は 4℃にもなるという警告がいくつも発表されており、このままでは明らかに自己破壊へ突進しているというべきである。

4. 3本の柱、つまり環境、経済、社会を通して持続可能な開発に移行する。それは今の発想からの劇的な変革が必要だが、そのための統一的なビジョンを確認し総合的かつ効果的な実行手段を確認するためにはリオ+20が重要な機会である。最も基本となる目標、つまり社会的正義、公平、特に両性の公平、そして民主主義の実現、さらに地球の天然資源保護という目的に向かうために生態系および社会的な変革が必要である。こういった価値を表現する指標群が明らかに必要であり、GDPのように成長指向で旧時代的経済指標に囚われるべきではない。

5. いわゆる先進国は GDP 比 0.7%以上を約束した「公的開発援助資金」の供与をこの会議で再確認し、また国際金融取引税の導入を行うべきである。これらは 8 項目のミレニアム開発目標に加えて食糧安全保障、水域の保護と適正な水資源利用、失業および不完全就業の解消、気候変動対策、エネルギー、戦争および人権侵害の防止といった目的にも不可欠である。

6. 世界の海洋は地球規模の気候プロセスに中心的役割を持つだけでなく、エネルギー源、生物多様性の維持、持続可能な生活行動を支え、食糧、医薬品、淡水の供給源としてさえも人類にとって重要な位置にある。しかし海洋の酸性化や大規模漁業の影響などでこのような特性は危機に瀕している。従来の国際合意や条約はいずれもこの課題を解決できておらず、保護と資源維持のためには新しい海洋条約が早急に必要である。

7. 環境や気候変動が原因の移住など、新しい形の移民が発生している。人には生きるために移住し他国に受け入れられる権利があると考え、気候変動によって移住を余儀なくされた国際的な環境移民が直面する困難に言及しつつ、新しい移民方針の策定を要求する。

8. 今回のサミットではテーマのひとつに「持続可能な開発と貧困の根絶におけるグリーン経済活動」が掲げられていることから、私たちグローバル・グリーンズは世界経済が「インクルーシブ（包括的）・グリーン経済活動」へ速やかに移行すべきことを強調する。この経済活動にはつぎの特徴がある。

i. 希少化していく天然資源の利用に正当なコストを組込み、自然が遍くもたらしている有形無形の恵みを認知する。

ii. グリーンな効率性が高く温室効果ガス発生が少ない革新的技術を採用する。

iii. 耐久財の使用を原則にすえ、使い捨て型経済は終わらせる。

iv. 連帯型経済活動に適した組織形態を新しく作り、ボトムアップですべての人に機会を提供し教育への「投資」を行う。

v. 消費を前提とした経済活動ではなく、人びとのウェルビーイング、文化的な活動、健全なコミュニティを目的として市民組織が取り込まれた社会への移行。

vi. インクルーシブ（包括的）な社会であり、不平等や貧困の解消に積極的。

このような社会への移行をめざして、私たちグローバル・グリーンズは次のように主張する。

a. グリーン経済活動とは、先進国か途上国かを問わず、GDP を指標とした旧来型の経済成長がもつ限界を前提として受け入れた活動を意味するべきであり、真に持続可能であって温室効果ガス排出がまったくないか十分に低い形の経済成長を選択しなければならない。

b. さらにここでのグリーン経済活動とは、環境破壊につながるのではなく、グリーンニューディールに見られるような環境保護に直接つながる雇用の創出、そのための教育訓練、グリーンテクノロジーの開発、このような新しい発想が取り入れられるべきである。

c. 貿易にともなって発生してきた、あるいは今後発生する課題に取り組む必要性を認識する。課題としては希少化する天然資源、生活必需品価格の上昇、グリーンテクノロジーの途上国への移転、経済活動や社会的安定性にそれらが与える長期的影響、先進国から途上国へ、あるいは国内での「富」の分配、などが挙げられる。取り組みとしては先進国間と途上国へとを含めてあらゆる国の間でのグリーンテクノロジー移転の方法、「富」や資金を公平に分配する国際的な規制政策の適用などがある。

d. グリーン経済活動への転換にむけて生態系の保護、天然資源と自然資産の効率的かつ持続可能な活用、持続可能な生産と消費への誘導といった行動を直ちに始める必要性を強調する。

e. 食糧自給のために家族的小規模農業の保護が必要である。積極的な農業/生態系テクノロジーの普及によって近代的な地域農業を推進し、世界人口の半数を占める貧しい人びと、特にその女性たちが尊厳をもって食糧を獲得できる環境をつくり出す。

f. 規制を強化し、世界経済をすべての人びとの手に取り戻すこと。経済活動は人びとと地球という星への貢献を目的とすべきである。多くの人びとが主体的に参加することは、十分に持続可能で公正な社会を築くために不可欠の手段である。社会的にもエコロジ的にも正当で累進性の強い課税制度を世界的に導入し、医療・教育・住宅といった公共サービスは民主的運営による政府に提供させる。

9. 今回のサミットではもうひとつのテーマに「持続可能な開発のための制度的枠組み」が掲げられていることから、私たちグローバル・グリーンズは次のように主張する。

a. 解決すべき多くの課題は相互に関連し、あるいは相互に依存し、しかも緊急を要する。国連の持続可能な開発政策は柔軟性と統一性のある構造が必要である。例えばリオ会議での3つの条約(生物多様性、気候変動枠組、砂漠化防止)の間で協調した取り組みを行うべきである。

b. 持続可能な開発委員会を国連の組織規約内で強化する。さらに国連環境計画やその他の関連部局を統合して、国連内に民主的に管理される世界環境機関(WEO)の創設を検討するべきである。

c. 持続可能な開発に関する明確な目標と数値指標を決定し、2020年と2050年における達成を確約する。

d. 人口が集中している都市では、持続不可能な開発と急速な都市化によるストレスが著しいことを認識し、一方で都市が持続可能な形での発展に際立った役割を果たす能力を持ち、その役割を果たすべきであることを指摘する。したがって都市あるいは地方政府が国連へ直接代表を持つこと、そして持続可能な都市計画への資源、つまりグリーンビルディング、環境効率、再生可能エネルギー、水資源の節約、適応と緩和政策、交通手段と公共空間という都市インフラの「グリーン化」、といった手段を与えられるべきである。

e. すべての国際機関、政府、地方政府が環境責任を負うべきであるとの認識に基づいて、グリーンGDPを直ちに適用するように要請する。

f. 国際環境裁判所の設立。この裁判所は世界での環境立法に強制力と実効性をもたせ、また社会的環境的法律等の不一致、世界貿易機関の規則を含めた貿易規則に関する不一致の解消を上位機関として担当する。